

神戸市立工業高等専門学校職員安全衛生委員会要綱

2023年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市公立大学法人職員安全衛生管理規程（2007年4月規程第21号。以下「規程」という。）第10条及び第12条に基づく神戸市立工業高等専門学校職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会の委員は、校長、衛生管理者、規程第2条第3号に定める産業医（以下「産業医」という。）、教務主事、学生主事、事務室長、各専門学科及び一般科の学科長並びに労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき校長が指名する者1名をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理又は代行する。

(委員の任期)

第3条 産業医を除く委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項（産業医を除く。）の委員は、退職、異動等により職員でなくなったときは、その職を失うものとする。

(専門部会)

第4条 教育研究活動に伴う公害及び災害の発生を防止するため、委員会の下に安全衛生対策専門部会（以下「専門部会」という。）を置き、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 有害廃液の処理に関する事。
 - (2) 毒物、劇物、薬品その他有害物質の安全な管理及び廃棄等の処分に関する事。
 - (3) 高圧ガス、引火性物質、爆発性物質その他危険物質の安全な管理に関する事。
- 2 専門部会の委員は、事務室長及び前項各号に掲げる事項について専門の知識を有するものとして校長が指名する教員若干名とする。
 - 3 専門部会の座長は、事務室長とする。
 - 4 専門部会は、審議の結果を委員会に報告し、及び意見を具申するものとする。

(事務処理)

第5条 委員会に係る事務は、事務室総務課が処理する。

(その他)

第6条 この要綱の改廃については、委員会で協議し校長が決定する。

附 則

この要綱は、2023年4月1日から施行する。